

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における  
課題整理状況  
(第32回 全体会 資料)

2019/5/21

分冊⑨

【分冊①～⑧に含まないカテゴリの課題】

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
100 (H29)	<p>視覚障がいの方に区役所から送付される書類（サービス更新のお知らせ等）について、点字印刷されたものが送付されており点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】</p>	<p>【課題】 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。 中途視覚障がい者への対応。</p> <p>【考え方られる課題解決策】          ○視覚障がい=点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。          ○SPコードがついていても、読み上げ機械を所持していない人がいるので、情報を提供をしていく（例：認定調査時など）⇒合理的配慮の観点から必要では？          ○ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかっていないので、勉強会を開くなど必要。          ○信頼する第三者（ヘルパー？）が伝えていく等の転送システムを考える。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解</p>	
<p>【課題整理済】</p> <p>○区役所の取扱い状況を確認</p> <p>・清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作るということまでは、時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして随時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。</p> <p>・点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じく点字シールを封筒にはって送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはって送るということはしていない。</p> <p>※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わってもわかるように引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題力テゴリが設置された。</p>	<p>主：行政の仕組み 副：情報保障</p>

No. (年度)	じれい 例 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
67 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動援護の在り方について 危険認知力が低く、突然の飛出しや他害がある方が行動援護の対象者だと認識しているが、児童に対応できる事業所が少ないと感じる。また、事業所によってスキルに差があると感じる。</li> <li>障害児の地域生活について 地域に居住していても特別支援学級だと少し離れた小学校に通わなければならぬ場合がある。自宅の近くの公園で、小学校は離れてしまったが幼馴染と遊び、障害があつても地域のコミュニティで楽しく生活する。地域生活の支援を何よりも重視していきたいけれど、トラブルに発展してしまうことも多々ある。(東区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動援護を提供する事業所の意識改革</li> <li>行動援護ヘルパーの技術の向上</li> <li>地域の障害児(者)への理解・啓発を促す運動</li> <li>本人を中心に据えた地域ネットワーク作り(個別支援から地域支援へ)</li> </ul>
37 (H25)	○情報の保障 地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。たとえば、物件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅のバリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにあるか、その不動産会社へは車いすで入店できるのか、その会社の誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車できる車両を持っている不動産会社はどこか等の情報に、障がい者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。 特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用できない障がい者も多くおり、「人」を介した分かりやすい情報提供の仕組みが重要である。(東区20)	障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを検討する。
38 (H25)	○不動産会社との連携 地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会・意見交換会、研修会等を通じて、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。(東区21)	障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】1と同じ見解  東区地域部会に情報提供</p>	<p>・第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームを承認。課題検討中。</p>	<p>主(前半) : 支援技術・障害特性  主(後半) : 個別的</p>
<p>【課題整理済】3の見解と同じ</p>	<p>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</p>	<p>主: 住まい副: 個別的・情報保障</p>
<p>【課題整理済】3の見解と同じ</p>	<p>・平成30年度 中央区・豊平区・厚別区で大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会を実施。</p>	<p>主: 住まい副: 個別的</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
39 (H25)	○大家・管理会社の不安 大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常生活に接する機会が少ないとため、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることで、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。(東区22)	大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。
17 (H24)	●医療機関の受け入れ態勢が整っていない ●医療機関に関する情報が不足している ●研修体制が充実していない(北区22)	福祉と医療の連携について

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解	
【課題整理済】 3の見解と同じ	受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	主：住まい 副：個別的
<p>【課題整理済】</p> <p>○各部会が医療機関（精神科病院に限らず）への参加を呼び掛ける。</p> <p>○北海道歯科医師会が積極的に障がいに関する勉強会を開催しているので、他の医師会等とも連携できないか、上記部会への参加を通して、各部会で検討する。</p> <p>○さっぽろ医療計画との連携ができないか確認する。</p> <p>○まちの課題整理プロジェクトチームが、具体的な課題の背景を北区地域部会に確認し、それをもとに市内の医療機関等にアンケート等で実態を聞いてみる。</p>	<p>・平成30年度 中央区・豊平区・厚別区で大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会を実施。</p>	主：医療

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
87 (H28)	<p>36歳女性、ALSで気切、人工呼吸器装着、胃ろう造設。 夫と3歳の息子の3人家族。実家は道外で家族の支援は受けられない。</p> <p>8か月前に初診だが、進行が非常に早くて既に寝たきりで動けない状況。顔の筋肉が若干動くことから、しゃべると空気が漏れる音で多少話をしている内容が聞き取れる状態。</p> <p>本人としては、まだ会話ができる内に自宅に戻って息子さん、ご主人と関わりながら在宅生活を送りたい希望だが、医療的ケアが非常に多い状況で、喀痰事業者一覧事業所から手当たり次第事業所に連絡しても、新規でサービス提供できる事業所がほとんどない現状。サービス提供が整わないと自宅に戻ることは難しいことから現在も入院継続しながらサービス調整を試みている状況。【相談】</p>	<p>【課題】 ALS患者のヘルパー手配について</p> <p>【考えられる解決策】 医療行為が必要な人への重度訪問介護は通常の重度訪問介護よりも事業所が見つからない。 特定医療行為の研修費用も高く、タイミング的にもいつでも研修を受けられる状況ではない。また、研修を実施できる指定事業所毎に研修開催時期も発表しているため、札幌市内でいつ、どこで開催されるのかのいちばん早い情報がない。 特定医療行為の研修費用の助成制度や研修の計画的な実施（毎月どこで研修が受けられるような仕組み、もしくは、希望者が5名集まつたら研修受講ができるなど）。 PA制度による医療的ケアの整理。</p> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p><b>【課題整理】</b> 次に同様のケースがあった場合に、体制をどう作るか。 ヘルパーの技術向上ではあるが、医療的ケアの研修を受ける必要がある。 研修事業者の指定は道。 自事業所のためだけの研修実施はできないことになっているが、自事業所の受講者がいないと中止になることもある。 重複障がいプロジェクトの取組とも重なる。 医療的なこともあるので、訪問看護などとも関わっていった方が良い。 ALSの方にサービス提供する事業所は一部。 ヘルパーPTでも研修のひとコマにALSについて入れることはできるかもしれない。 重度訪問介護は単価が安いというイメージなので、医療ケアが無くても事業所が無い。 ALSは難病なので毎日訪問看護入ること可能。 ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームで検討</p>	<p>主：医療 副：支援技法・障害特性</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
88 (H28)	<p>45歳 女性 ALS (気管切開、胃瘻、人口呼吸器あり) 夫(潰瘍性大腸炎を患いながら福祉施設に勤務)、娘2人(中学生と小学生)と同居</p> <p>【在宅生活で、利用していたサービスなど】</p> <p>重度訪問介護 720時間(ヘルパー事業A、Bの2ヶ所)※720時間の大部分をAが担っていた。</p> <p>訪問リハビリ 訪問診療</p> <p>事業所Aのヘルパー退職が相次いだことで、720時間の調整が困難となり、6月上旬から市内の病院へレスパイト入院。Aを通じて6月中旬にヘルパー調整の相談依頼を受ける。入院後Aの紹介で、事業所Cが加わり入院中PAとして病院へ派遣開始。本人、家族の希望は『720時間のヘルパー調整を行い在宅復帰』。病院も入院当初は『720時間の調整がつくまで』という条件を受け入れていた。道HPから『喀痰吸引等に関する登録特定行為事業者一覧(重度訪問介護)』すべての事業所にあたったが、対応頂けるという返答を貰った事業所2ヶ所のみ。9月8日時点で、未調整の時間が約350時間。720時間の調整は困難となる。病院も直ぐ見つないので施設へ退院を推すようになる。生活介護、短期入所等の併用も含め、在宅復帰検討となるが、受け入れ可能な通所、短期入所もほぼ皆無な状況。社会資源不足が原因で在宅復帰が非常に困難となっているケース【相談】</p>	<p>【課題】 重度訪問介護 720時間の支給決定を受けている方の退院に向けたサービス調整</p> <p>【考え方】 解決策が見当たりませんが考えられるしたら、 ・社会資源(医療ケアがあっても受け入れてくれる事業所)の拡充促進 通所も、ショートも、ヘルパーも・・・ かたんきゅうひんなど けんしゅうひんど ぞうかい げんざいねん かい ・喀痰吸引等の研修頻度の増回(現在年2回くらい?) いりょうときけ あたいおうじょうしょ かさん じゅうじつ ・医療的ケア対応事業所の加算の充実</p> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】87の見解と同じ PAのサクションは、同意書で可能。胃ろうはできない。</p>	<p>【参考】          ・平成30年度報酬改訂により、医療的ケア児に対する支援の充実がある（重度訪問介護についての規程は無い）。          ⇒札幌市医療的ケア児支援検討会が平成30年6月に設置された。          ・ヘルパーの技術向上に関するPJでも課題として検討。          【重複障がいに関するPJについて】          ・2019年9月に一旦終了の予定。課題の継続的な検討は必要そのため、その後の課題検討の場について現在整理中。</p>	<p>主：医療 副：支援技 法・障害特 性</p>

No. (年度)	じれい なんだいて いき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という かだい 課題がある ○○が必要
91 (H28)	<p>いりょうほごにゅういんしゃないんしょんいいんかい 医療保護入院者退院支援委員会への相談支援事業者の出席を円滑にするための措置について</p> <p>平成26年4月1日の精神保健福祉法改正で、精神科病院では、医療保護入院者・家族から希望があった場合等、退院後に利用する障がい福祉サービス等について退院前から相談に応じ、必要な情報提供等を行う相談支援事業所等の紹介に努めることが義務付けられた。</p> <p>また、相談支援事業所等は、相談援助を行っている、あるいは行おうとする医療保護入院者に係る退院支援委員会への出席の要請があつた場合には、できる限り出席して退院に向けた情報共有に努めることとされている。</p> <p>しかし、現実には雪病院、あしりべつ病院の独自調査で医療保護入院者退院支援委員会への地域援助事業者の出席率は2%しかない。</p> <p>個人情報等の問題もあり個別ケースは出さないが、環境整備が課題と考える。</p> <p><b>【こころのチームの意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の形がい化が危惧される状況である。</li> <li>他の自治体では、相談支援事業所等の地域援助事業者が参加しやすい環境を作るために、地域援助事業者に対して交通費を支出する補助金が制度化されている実例がある。</li> <li>相模原の入所施設での事件を受けて、措置入院での退院支援委員会も議論されている。</li> <li>札幌市に予算措置を要望したい。</li> </ul> <p><b>【事務局会議の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所が不足して相談員が多忙な状態にあることが本質的な課題ではないか。</li> <li>地域援助事業者は介護分野も含まれ、相談支援事業所だけの課題ではない。</li> <li>北海道と札幌市、障がいと高齢にまたがる課題で、行政としては対応部署がどこなのかが課題。</li> <li>協議会では、要望という形より課題という形の検討が望ましい。</li> <li>予算措置のためには、次期障がい者プランの検討に間に合うタイミングが望ましい。【清田区】</li> </ul>	<p>【課題】医療保護入院者退院支援会への相談支援事業者の出席を円滑にするための措置について</p> <p><b>【取組提案】</b></p> <p>相談支援事業所等の地域援助事業者が参加しやすい環境を作るために、地域援助事業者に対して交通費を支出する補助金の創設について、別添の提案を協議会にてしゅつ提出する。</p> <p>※別紙有</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 退院支援委員会以外でも、ケース会議には無報酬で参加している。むしろ、医療部局からの施策提案の方が良いのではないか。  精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームで、地域移行定着の取組が課題にあがっている。精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームで共有し検討。  ※審議会で、精神に特化した地域包括ケアについて提案あった。障がい者プランの見直しに反映と、他障がいと差が生まれないように。</p>	<p>今後は2021年3月までに設置される予定の精神障がい者の地域包括ケアシステムを検討する場に課題が移行されていく予定。</p> <p>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</p>	<p>主：医療</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
23 (H25)	<p>児童デイ保護者の茶話会から。障がい児に対する支援はサービス等を利用することで補えるが、反面親の支援については手に行き届かない。ただでさえ子育ては母親にとって大変なことなのに、障がいを持つ子どもを育てるのはそれ以上に困難さが生じるため。(相談5)</p>	<p>・障がい児の親に対する育児支援策が不足している。</p>
64 (H26)	<p>水頭症の乳幼児。何度もシャント術を行っているが、シャント不全を起こして入退院を繰り返している。鼻腔からの経管栄養を行っている。母親は育児に対する不安と疲れがあるが、精神科を受診するほどではない。(相談)</p>	<p>医療的ケアが必要な乳幼児に対する居宅介護の支給 けつていきじゅん 決定基準について</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解</p>	
<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健常児の兄弟への支援という側面。兄弟会がいくつかあるが、あまり知られていないのではないか？ ⇒10月29日に子ども部会事務局会議にて情報収集</li> <li>札幌市通園児父母連絡会における託児、グループカウンセラー、母親による支援等がある。</li> <li>親支援、家族支援は難しい。報酬もない。</li> <li>児童発達支援事業所における支援の幅や対応の差、という問題もある</li> </ul>	<p>受けた結果、〇〇部会による結果などを記載し、全体で共有する。</p>	<p>主：育児 副：個別的</p>
<p>【課題整理済】</p> <p>難しいのは、3歳未満の子どもについての支給決定マニュアルを作成するには、子育ての基準を明確にしなければならない</p>	<p>平成30年度より医ケア児自演検討会が設置。自立支援協議会子ども部会が事務局となって検討継続中。</p> <p>子ども部会としても母子保健と連携して行っていくことを共有。</p> <p>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</p>	<p>主：育児</p>

No. (年度)	じれい もんだい ていてき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	<p>だれ なに こま 誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇</p> <p>〇〇という事例</p>	<p>〇〇という かだい 課題がある</p> <p>〇〇が必要</p>
30 (H25)	<p>● 知的障がい者には、情報の説明がわからない。避難場所が家から遠くなっているようであるが（近くにも避難場所があるのに）その理由もわからない。</p> <p>● 救助体制はどのような仕組みなのか知りたい。</p> <p>● 障がいのある方への情報提供の仕方などを再度見直して欲しい（ルビ振り）その他、一般市民に向けた周知も含む。</p> <p>● 現在、これらの事に関してまちづくりサポートーと協議しているとの事だが、進捗状況と今後の方向性も含めて回答を頂き、各関係者（手稲区地域部会）にも伝えていきたい。（手稲区）</p>	<p>● 震災時の避難（ハザードマップ含む）などについての情報が少ない</p> <p>● 障がい者（子供、高齢者）が本当に避難できる場所なのか？見直してほしい</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報不足、避難所の整備等は引き続き情報収集する</li> <li>・まちづくりサポーターにより平成25年度の活動報告及び進捗状況については現在取りまとめ中。</li> <li>・平成26年9月11日の大雨の状況について、危機管理対策室が平成27年3月に報告書を作成。</li> </ul> <p><a href="http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html</a></p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>・福祉避難所は非公開。開設されるかどうかが、その時の状況によるため。          一般の避難所から福祉避難所に誘導する仕組。</p> <p>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</p> <p>・平成30年9月に発生した「北海道胆振東部地震」後には、各地域部会で災害に関する検討が行われた。自立支援協議会全体としても災害に対する取組みと今後の課題に向けての検討を行うことを運営会議で決定。第32回全体会で、災害発生時の状況と対応、今後の課題について共有することにした。</p>	<p>主：災害</p> <p>副：情報保障</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
	<p>&lt;65歳：身体障がいで計画相談支援および地域定着支援を契約されている方の事例&gt;</p> <p>介護保険移行になると、比較的サービス量が減ってしまう傾向にあり、本ケースも同様にして利用可能な時間数が減ってしまった。上乗せでの障害福祉サービスも利用できなく、必要なサービスが公的に受けられなくなってしまった。不足分を有償ボランティアとなると、すでに有償ボランティアを頻回に利用しているため、所得の状況からも難しく、必要なサービスが受けられない。(相談20)</p>	<p>65歳で障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替わる、介護保険サービスへの移行で、利用できるサービス量が減ってしまい、これまで障害福祉サービスで対応できていた部分に実費負担が発生してしまうことで、本人にとって必要なサービスが提供されにくくなっている</p>
51 (H26)		

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	<p>主：介護保険の移行</p>
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労A型は65歳までなので、B型に変更すると所得が減る</li> <li>→就労A型65歳未満要件は、社会情勢と矛盾するのでは？</li> <li>・介護保険との適応関係についての国通知があるので、現状と通知の整合性を図る</li> <li>・訪問系サービスについて介護保険で不足の場合は障害福祉サービス支給可能</li> <li>→古い上乗せ要件が生きている区と、そうでない区がある</li> <li>介護保険のケアマネが障害福祉サービスを利用できないと判断している</li> <li>⇒就労A型65歳未満要件について確認</li> <li>・介護保険と障害福祉サービス併用の全身性障がい要件ができた経過確認</li> <li>・相談支援部会事務局と市の担当課で話し合い予定</li> </ul> <p>・札幌市の状況についてはNo.72とのおり。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</li> <li>・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。</li> <li>・平成30年度制度改正により、就労継続支援A型の利用に係る年齢要件緩和。</li> <li>⇒65歳未満の者又は以下のいずれの要件にも該当する65歳以上の者</li> <li>○ 65歳に達する前5年間（入院したたつまえねんかんにゅういんその他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者</li> <li>○ 65歳に達する前日において就労移行支援又は就労継続A型の支給決定を受けていた者</li> </ul> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：介護保険の移行</p>	

No. (年度)	じれい 例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という かだい 課題がある ○○が必要
	障害者総合支援法から介護保険に移行して介助時間数が減ってしまった。障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用していたが、65歳となり介護保険に移行になった。自立支援給付では、訪問看護等の医療は、サービスとは別枠であったが、介護保険ではサービス利用限度額に含まれるため、介助時間が減り訪問医療等が利用できなくなった。  具体的には	障がい者は、65歳になつても介護保険優先ではなく、障害福祉の制度を使えるようにしてほしい（利用者負担の観点からも）。  障がい者施策による、介護保険の上乗せに係る基準、対象者の範囲を拡大してほしい。
63 (H26)		

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】51の見解と同じ ・障害福祉サービス上乗せ要件について、厚生労働省の平成19年資料には無いが、札幌市は全身性障がいと明記している。</p> <p>・札幌市の状況についてはNo.72とのおり。  <b>【参考】</b>          - 障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。          ⇒上乗せ対象者は、以下の要件をすべて満たす者          (1) 居宅介護等の対象となる障がい者であること          (2) 要介護1～5の認定を受けており、要介護度の変更が見込まれないこと          (3) 介護保険サービスを支給限度基準額の95%以上利用する予定であって、必要な時間数の不足が見込まれること            ・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。    <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u> </p>	<p>・札幌市に於ける見解についてはNo.72とのおり。  <b>【参考】</b>          - 障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。          ⇒上乗せ対象者は、以下の要件をすべて満たす者          (1) 居宅介護等の対象となる障がい者であること          (2) 要介護1～5の認定を受けており、要介護度の変更が見込まれないこと          (3) 介護保険サービスを支給限度基準額の95%以上利用する予定であって、必要な時間数の不足が見込まれること            ・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。    <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u> </p>	<p>主：介護保険の移行 副：医療</p>

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
72 (H27)	障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について  平成19年3月28日付けの厚生労働省通知が出ているにも係わらず、札幌市は平成12年3月24日付けの通知を基に現在も運用している。  そのため65歳になった障がい者は、かなり厳しく介護保険サービスを優先され、障害福祉サービスを利用していたときより、介護時間数が減る例が出ていた。  また、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を知らされていないことが多い。  全身性の障害ではないが、65歳になった障がい者が札幌市(区役所)から何も説明がなく介護保険に移行し、障害福祉サービス利用のときより介護時間数が減った。  本人は時間数が減ったことに不満はあるが、制度のことなどでしょうがないと諦めている。  また、障害福祉サービス利用のときは、非課税世帯のため費用負担がなかったが、介護保険では生活保護世帯以外は割負担になるため、生活費を切り詰めて費用を負担している状況で、本人は生活が厳しいと訴えている。(東区)	障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係を、平成19年の通知に基づき変更し、障害者が介護保険利用前に必要とされていたサービス量が減ることのないよう適正に運用されるようにする。  厚生労働省から平成27年2月18日付で出された事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」を周知徹底してもらいたい。  また、介護保険に移行するときは、本人が納得されるように説明を行う。
14 (H24)	日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用による金銭管理について、対象の柔軟な運用や制度を相談できる窓口等の環境整備が必要。(東区14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度による金銭管理を円滑に利用できるよう環境整備を求める。</li> <li>●社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理を円滑に利用できるよう環境整備を求める。</li> <li>●何らかの事情で制度利用できない方への金銭管理のしくみを検討する。</li> <li>●権利擁護に関する専門の相談窓口を市域に設置する。</li> <li>●ピアカウンセリングに関する専門の相談窓口を市域に設置する。</li> </ul>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】51の見解と同じ</b>          同様の課題については、相談支援部会事務局と担当係の話し合いを提案中。          「サービスごとの支給量の凸凹」と「サービス提供事業所の指定」のバランスの課題なのと、市の支給決定基準があるために、サービス等利用計画に意味がないことも課題。他のカテゴリの課題とあわせて一体的に市障が多い福祉課の担当と話合いのほか、「さっぽろ障がい者プラン」の平成30年度改訂に向けての方向性（意図）について協議したい。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	<p>・札幌市の状況についてはNo.72とのおり。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</li> <li>・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。</li> </ul> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が少ない？</li> <li>→他都市に、社協以外の金銭管理制度は無いか？</li> <li>消費者センターを活用した仕組みできいか？</li> <li>・社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っている所もあって、でも割に合わない。グループホームで金銭管理している所もあるが、グループホームが職能団体に依頼して契約することができた方が良いのではないか。</li> <li>A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座と、本人管理口座を作っている。財産管理契約を本人と結んでいて、H銀行との提携をしている。退所後も希望者には行っている。法人単体でなく、札幌市としてのシステムにする参考にできないか？</li> </ul>	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会が行っている高齢者・障がい者支援センター「木ッ」とでも、必要に応じて財産管理を行う「財産管理支援業務」がある。</li> </ul> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：介護保険への移行</p> <p>主：日自・後見</p>

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という かだい 課題がある ○○が必要
50 (H26)	<母子家庭の子ども。未成年の事例> これまで児童養護施設で金銭管理をしてもらっていた経過で、経験がないため、金銭の自己管理に大きな不安を感じていたため、社会福祉協議会へ制度利用を相談したが、審査会で対象外の判断であった。グループホームでも長期的な金銭管理を行っていく事には懸念があり、対応が難しいとのこと。（相談 19）	リョウ きんせんかんり こうとき しろくせいど しゃかいふくしきよ うざか にちじょうせいかつりつえんじぎょう 協議会の日常生活自立支援事業しかない。ただ、その 事業対象者も、判断能力の可否に関わる認知症や知的障がい者の主な事業対象者としている。そのため、他 の手帳不持で診断を受けている方、身体障がい者、精神障がい者、未成年の障がい者等に対し、日常生活 自立支援事業に類似するような金銭管理に関わる支援制度がない。後見制度や未成年後見制度を利用するには、日常生活自立支援事業利用費より費用が高い。相談者の多くは比較的所得者層であることから、法的な制度は利用できる方が限られてしまう。
90 (H28)	54歳。男性。知的障害（療育手帳B一 家庭の事情から家族との同居を解消。本人は単身生活を希望 し地域のアパートへ入居。 日中は就労継続支援A型にて就労。障害基礎年金2級受給 中。 これまで、同居家族が金銭管理を行っていたが、今後支援 が得られないため社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利 用を検討中。 生活保護受給者は利用無料であるが、本人のような非課税世帯 の方は利用料が1時間1,200円かかる。 数年前に胃潰瘍で2回入院した際、有給休暇も使い果たし、給 料が0円になった経験が、本人の中に強く残っており「金銭管 理は頼みたいけど、また倒れたら利用料が払えるかな」と心配 しており、利用料が高いハードルとなっている状況。 就労継続支援A型での給料は時給制であり、本人の労働時間が不 定であると感じた。【相談】	かだい 【課題】 にちじょうせいかつりつえんじぎょう りょうりょうきん 日常生活自立支援事業の利用料金について  かんが 【考え方】 にちじょうせいかつりつえんじぎょう りょうりょうきん 日常生活自立支援事業の利用料金について、非課税世 帯の無料化  どうよう じれい 【同様の事例】 たと か ほんにん しゃきょう で む ・例えば過去には、本人が社協に出向けば300円位 でやってくれたこともあり、一律でなく、もっと柔 軟になれば。 にちじ げんそく ほうもん ・日自の原則は訪問になっている。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解</p>	
<p>【課題整理済】14の見解と同じ</p>	<p>・日常生活自立支援事業に関しては、ご本人達の状況に応じて対応を行っており、今後異なる普及啓発の予定がある。</p> <p>・成年後見に関しては、市民後見人制度の普及啓発も進めていく予定。</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：自・ 後見</p>
<p>【課題整理済】14の見解と同じ</p> <p>1時間1200円の利用料がかかる。実施主体の社協が利用料を決められることになっているが、全国的に統一されている様子。したがって、個別に利用料設定は可能かもしれない。</p> <p>金銭管理について、日時と成年後見しか制度が無い。</p> <p>知的障がい、精神障がい、認知症の方が対象。単なる浪費癖は、対象にならず、契約能力がある人で、権利擁護審査会で利用決定。利用を認めてもらうことが難しい場合も有、本人が支援の必要性を自覚できていないと、使えない。金銭管理はオプション。</p> <p>成年後見利用支援事業についても活用を。</p>	<p>・平成30年度専門部会連絡会で課題整理。就労支援随新部会で継続審議することとなる。</p>	<p>主：自・ 後見</p>

No. (年度)	じれい 例 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という かだい 課題がある ○○が必要
24 (H25)	せいしんほけんふくしでちょう きゅう ふくしじゅうしゃしょうじょじ。かぞくからのおく 精神保健福祉手帳2級で福祉乗車証所持。家族からの仕送り じしん しょうがいねんkin たんしんせいかつ おく しんたいかいご つういんかい と自身の障害年金で単身生活を送っている。身体介護の通院介 じよ りょう ないかじゅしん きい かいじょしゃ こうつうひ はんがく よ 助を利用して内科受診をする際、介助者の交通費が半額で良い ばあい ばんがくしはら い とまば かくば、すかいしゃ 場合と全額支払うように言われて戸惑っている。各バス会社に かくじん じゅうど しんたい ちてき かた わりひきたいじょう 確認したところ、重度の身体、知的の方は割引対象になるが、 せいいん ぱあい いちりつわりひきたいじょう つういん へる ぱー かいじょ 精神の場合は一律割引対象にならない。通院にヘルパー介助が ひつよう へる ぱー こうつうひふたん おお そうだん 必要だが、ヘルパーの交通費負担が大きい。(相談6)	せいしんじょう かた こうつうひ かん カリビキ しんたいじょう ちで ・精神障がいの方の交通機関の割引が身体障がい、知 きじょう かた くら ふこうへい 的障がいの方たちと比べて不公平である。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理】</b> 差別解消法でも努力義務に該当すると思われる。 取り組みの可能性について、交通費助成の担当者と協議する。</p> <p>ばんけいバスは、精神保健福祉手帳で割引有（介助者含む） 交通局とじょうてつバスは、2種の介助者割引を実施</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p><b>【参考】</b> 日本航空グループなど航空各社が国内線運賃の障害者割引を精神障害者にも拡大することわかった。今後は顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳を持っていれば最大で半額になる。航空会社によって適用開始が異なるため確認が必要（平成30年10月1日福祉新聞）</p> <p>・2019年4月より、札幌市では精神障害者保健福祉手帳所持者及び同行の介護人の地下鉄・路面電車の料金割引を開始。普通料金の半額となつた。</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：社会資源</p>

No. (年度)	じれい もんだいで いき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	<p>だれ なに こま 誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇</p> <p>〇〇という事例</p>	<p>〇〇という かだい 課題がある</p> <p>〇〇が必要</p>
31 (H25)	<p>〇札幌市HP元気さーちなどがあるが、その情報提供と周知が不足していると思われるため、広報さっぽろ等を活用しもっとアピールをしてほしい。</p> <p>〇またパソコンを上手く利用できない知的障がい者の方が情報を受ける方法を検討してほしい。(手稲区2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい福祉サービス事業所の情報不足</li> <li>●特に入居、居住系の情報が少ない。</li> <li>●本人、家族、支援者にとっての情報不足。</li> </ul>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】№.71と関連（同カテゴリ）</b> 各地域部会で、元気さーちの周知と更新の依頼を発信するキャンペーン を行う。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ・共同生活住居一覧を札幌市のホームページで公開。 ⇒グループホームの元気さーちの更新頻度は課題が提出された平成25年度よりは増加傾向となってきた。</li> <li>運営会議(H30.7.31)にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</li> </ul> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：社会資源 副：情報保障</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例 れい	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
32 (H25)	○ボランティアの募集に対してもっとアピールを行ってほしい。 ○情報提供の方法も検討してほしい（広報さっぽろや社会福祉協議会など他の媒体も活用しもっとアピール）（手稿区3）	●ボランティアの不足 ●高齢分野に人が流れてしまう傾向が強いので、障がい分野においてのボランティア活動に向けてのPRが不足している。
54 (H26)	相談室が紹介して利用を開始した児童発達支援について、子供の保護者や関係者から、専門性の無さを指摘する声があがっている。相談室に新規立ち上げの挨拶に来る事業所は多いが、紹介する側の責任もあり、難しく感じている。（相談22）	当相談室から紹介して利用開始があった複数の児童発達支援について、力量不足の声が聞かれる。どれも新規開業した事業所である。利用者の通っている保育園からの指摘もあった。 ⇒事業者指定のあり方についての課題に限る

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>うんえい かいぎ きゅう かだいせいりふろじえくとちーむ けん 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 うんえい かいぎ きゅう かだいせいり けんかい プロジェクトチームの見解 う けつか ぶかい を受けた結果、〇〇部会による けつか きょうさかい きょうらん けつ 結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>うんえい かいぎ きゅう かだいせいり けんかい 運営会議（旧まちの課題整理 プロジェクトチーム）の見解 う けつか ぶかい を受けた結果、〇〇部会による けつか きょうさかい きょうらん けつ 結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>いってい かいぜん み ※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</p> <p>いってい かいぜん み ※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</p>	<p>主：社会資源</p>
<p>【課題整理済】 しゃかいふくしきょううざかい 社会福祉協議会に、障がい領域のボランティアの状況を確認する。 げんざい 現在は、ぬくもりサポート事業が全市に拡大している。</p> <p>しゃかいふくしきょううざかい 社会福祉協議会で、養成講座や研修会を開催している。 ほっ・とプラザ（地域支え合い有償ボランティア事業協力会員登録説明会） え プロンサービス（子育て中の有償ボランティア 700円/時）</p>	<p>いってい かいぜん み ※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</p> <p>いってい かいぜん み ※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</p>	<p>主：社会資源</p>
<p>【課題整理済】 しゃがいふくしきいからじょう もくひょううち たつ じてん してい ・障害福祉計画上の目標値に達した時点で指定をしないことについて、担当者へ打診。（名古屋市では、就労継続支援A型の新規指定申請について、収支による給与支払を重点的に確認している） こ ・子ども部会へ、情報提供と対応を依頼 かんれん ・No.66と関連あり（カテゴリは異なる）</p> <p>しゃうがいじつうじょさん してい そつりう 障害児通所支援の指定（総量規制）については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害児のサービス提供体制の計画的な構築が創設。（ただし、都道府県障害児福祉計画が基準となる）</p> <p>こ ・子ども部会でも研修を実施していく予定。</p> <p>いってい かいぜん み ※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</p>	<p>いってい かいぜん み ※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</p>	<p>主：社会資源</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
58 (H26)	<p>50歳代・女性・難病 麻痺の人や車いすの人が日中活動等に参加を希望してもバリアフリー対応の事業所が少ない。パソコンを覚えたいと希望があり訪問のPC講習を検討するが、他者との交流の意味でも日中活動の利用は有効と思われる。(相談26)</p>	<p>バリアフリーの事業所の数が少ない</p>
69 (H26)	<p>札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけられない。(相談)  ※個別ケースのため詳細は記載しません。</p>	<p>入所できる施設が見つけられない  入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では?地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見ていくという流れが作られたら助かるが・・・。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理】</b> ・就労支援推進部会が、事業所のバリアフリーや介助等についてのアンケート調査を、就労継続支援事業（A型・B型）と就労移行支援事業、地域活動支援センターを対象に実施。結果を公表。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>就労支援推進部会として、就労移行支援、就労継続支援A型/B型、地域活動支援センターに対して、平成29年1月に事業所バリアフリーアンケートを行い、札幌市のホームページに掲載。  <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritsuen/syurou2.html">http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritsuen/syurou2.html</a></p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>社会資源</p>
<p><b>【課題整理】</b> 触法ケースは、障害だけの問題でない。司法は、障害福祉に依頼していくにゅうしょくせつから、受け入れていい。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議にお願いしてもよいのではないか。 入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施設からの地域移行について、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセスメントから実施したい。</p> <p>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置。</p>	<p>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームにて課題検討。</p>	<p>社会資源</p>

No. (年度)	じれい 例 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
71 (H27)	特別支援学校等の進路担当教諭が進路選択時に、事業所の具体的な情報を幅広く得ることが難しく、生徒や保護者の選択肢を広げにくい。  元気さ一ちを見ても事業所の現状がわからない。 (中央区)	【課題】 元気さ一ちの情報が更新されていない。知りたい情報が載っていない。 【中央区部会からの提案】 ①元気さ一ち更新強化キヤンペーン～事業者・利用者 のメリットPRし各事業所での更新を促進 ②項目の見直し～わからない人が見てイメージがつきやすい項目の検討。 ※グループホームの項目については、中央区部会で行っている住まいの課題検討と合わせて、札精援協等と協議しながら整理し提案できる。 ③元気さ一ちの更新を外注して一括で行う～元気ジョブの活用（事業所毎の更新が進まない場合）
86 (H28)	53歳：男性：前頭側頭葉型認知症（発症49歳時）病名の告知を受けている。就労継続支援B型利用。妻（大腸がんの既往）と長男（小学2年）の3人暮らし。  【本人の要望】働きたい（一般企業）。子供が小さく働くのを諦めるわけにはいかない。 【妻の要望】働くのは諦めてくれたらいいが…病気の進行が早く言葉が分からなくななり会話が困難になっている。適切なリハビリを受ける少しでも病気の進行を遅らせたい。  【本人の状況】場所と時間にこだわりがあり自力通所出来ている。しかし、マナーの悪いなどに「死ね！」と言いたラブルの可能性がある。作業中の人の接觸やストレスなどで床や机・自分の顔を殴る。徐々にADLも障害されてきている。  【社会資源について】①短期入所などのレスパーサービス：介護保険施設は同年代がいない・障害福祉サービス受け入れ経験がない状況。（2認知症の方へのリハビリ：医療保険では認知症のリハビリは無く、介護保険サービスでは同年代の方がいいない事や、年齢に応じた仕事等への関わりや、リハビリの対応できる事務所が無い。③就労継続支援で認知症の方の受け入れ経験が少ない事と対応の困難さがある。④家族介護が困難になった時のサービスが無い。（介護保険サービスでは年齢の差が大きくご本人に違和感があるように思われる）④病状告知されてから4年間 病院以外の関係機関につながっていなかった。【相談】	【課題】 若年性認知症の方への社会資源がない  【考え方の解決策】 ①～③若年性認知症の方々の生活の困難さや必要なサービスについての調査・研究→必要なサービスの整備 ④病名告知の段階など早期に支援が受けられるよう仕組み作り。  【同様のケース】 ・急に発症すると、障害領域の資源になじまない ・記憶の保持が難しいと、受入側のノウハウがない

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理】No.31と関連（同カテゴリ）</b></p> <p>・地域部会などでの、元気さーち周知と活用の発信のお願いをする。      →「中央区の例」を添えて、「利用者が困っています」を伝える。      ⇒いくつかの地域部会からの通知文等に、元気さーち周知と活用について      掲載されている。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解      を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>・障害者総合支援法の改正      (平成30年度施行)により、      障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：社会資源</p>
<p><b>【課題整理】</b></p> <p>働く場の不足、知識の不足もあり、受け入れ態勢ができていない。      進行も早いので、どのタイミングでサービスかの判断も難しい。      病院には同様の方が多くいるが、病院がサービス利用対象者であることを知らないかもしれない。</p> <p>就労支援推進部会に検討を依頼。</p>	<p>・就労支援推進部会で継続審議中。</p>	<p>主：社会資源</p>

No. (年度)	じれい 例 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
89 (H28)	夫と二人世帯の60歳女性、身体障害（遠位型ミオパチ）1種1級、支援区分6。 本人は、徐々に身体機能が衰えてきており、電動車いすを使用し自宅で生活している。本人は手が少し使えるのと、うまく立たせてもらうことができれば、少しの間立位を保ち、手すりにつかまって数歩移動することもできる。ただし、介助の仕方が身体状況の特性上難しい。 夫が就労しているため、月～金は生活介護と重度訪問介護を利用し、重度訪問介護では、自宅内でトイレへの移動や家事等を支援してもらっている。土日は夫が休みだが、夫も夫自身の用事があり、外出しなければいけないこともあります。 この度、本人の利用するヘルパー事業所一社が、人員不足により本人の支援から撤退することになり、相談支援事業所が事業所紹介で関わってきた。本人からの利用希望に合わせてヘルパーを導入していきたいが、問い合わせる先々で人員不足で対応が難しいと断られた。そのため、夫が用事をこなせないことや、本人がトイレを我慢するしかない状況がでててしまつた。現時点ではなんとかやってきているが、重度訪問介護が利用できる事業所が少なく、この先さらに介護が必要になった場合にどうしたらよいか困っている。【相談】	【課題】 重度訪問介護の事業所が少ないとについて 【考えられる解決策】 ①重度訪問介護を利用する方々のニーズの個別性に沿って支援ができるように、重度訪問介護を請け負う事業所が増加すると良いと思っている。そのためには、請け負う事業所側にもメリットがあるように報酬改定等も検討が必要と思われる。また、事業所によっては、ヘルパーがPA制度で稼働することを認めていない事業所もあるため、障害福祉サービスとは違う形で請け負えるような方法はないかと思う。また、ヘルパーの技術向上の取り組みがあってもよいのではないか。 ②このケース以外の重度訪問介護利用者で、支給量(時間)の半分以下しか使用していない利用者もいる。PA制度を時間拡大のためだけではなく、報酬増大(特に休日・夜間対策)のために活用できる仕組みがほしい。 ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>ヘルパーステーション側が、時間を細切れに色々なところへ行くので難しい。 特定の方に関わることで、本人のことも分かるし、事業所もペイする。 指導する人が増えないので、色々な事業所に派遣してもらう仕組みを作れたら良い。 今まで付き合いのある事業所同士で調整していたが、できなくなってきた、相談に繋がってきてている。相談員に力が無いとか、相談室の責任にされてしまうが、そうでは無い。 難病の場合、介護保険のケアマネも絡んでくるので、どちらがということもある。 難病でも、若年性認知症でも、ヘルパー技術もあるが、事業所の教育も必要。そういう違うところでも考えていかないとならない。 事業所として受けたまでも、事業所の職員が受けられないということもある。学校とか、きちんと教育していただけることも考えていかないといけない。 研修として、研修ができる方はどういう方が? 市としては、報酬単価の話しかできないので、報酬と実践の組み合わせの説明の方が分かりやすいと思う。 研修も必要と思う。就労支援推進部会で管理者研修も考えている。そういうところで伝えることも。 就労支援事業所の利用率を調べたら七割くらい。足りないのではなく、余っている。数が少ないから研修とか、助成をしていかないと。 障がい者プランに、必要な数を載せていかないと取り組みづらいのは?ヘルパーがどれだけ足りないから、とどれだけ増やすのかの数字を載せないと。現状の数は出ているが、目標数値が出ていないので、協議会が目標数値を作れるように。 中長期的には、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームから分かれて会議体を持つことも必要か?</p>	<p>ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームの検討 課題として追加。検討中。</p> <p>主：社会資源 副：制度（国域） 副：支援技法・障がい特性</p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例 れい	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
98 (H29)	<p>障害福祉サービスについて問い合わせがあると、その都度「元気さーち」を利用し、空きや住所などを調べているが、使い勝手がもっと良くなるとありがたいと日々感じている。【相談】</p>	<p>【課題】 元気さーちの更新や使い勝手などの改良について</p> <p>【考えられる解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○例えばヘルパーであれば、マッチングサイトのようなものがあるとありがたい。住所や日時などの条件を見た事業所から返答があるような方式。</li> <li>○交通の便なども検討材料になると思うので、地図がリンクされるなど。</li> <li>○元気さーちの使い勝手を考えるプロジェクトチームの編成？</li> <li>○更新の意識付けやお金をかけて専門の業者に更新を依頼する。</li> <li>○必要な項目の見直しと使いやすさについての検討。</li> <li>○相談支援事業所のケース受け入れ確認のように月一で確認。</li> <li>○地活や作業所の情報も掲載していいってはどうか。</li> </ul>
25 (H25)	<p>重度身体障がいの方の就職についての事例。 就職先の目処は立っているが、職場内介助者の確保が難しくて具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利用してでも就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほとんどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。</p> <p>雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティアも検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボランティアも安定して長期で入れることは不安定である。(相談7)</p>	<p>・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	主：社会資源
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいという観点からというと、グループホームの空き情報がわかれれば良いという意見もある。ただ、情報は法人全体で出しているので、事業所毎の状況はわからないことがある。問い合わせても空いていないということがあり、使いやすい仕組みを考えることが必要。</li> <li>・就労事業所関係はインターネットで事業所を検索して探している人が多い。そのため、事業所側は、ホームページに力を入れているところも多い。</li> <li>・児童関係のサービスについては使っていない保護者が多い。学校や保健師からの情報でつながっている。</li> </ul> <p>※住まいに関することについては、住まいに関するプロジェクトでも検討していく。</p> <p>※住まい以外の内容については、他の部会等で意見交換を進めていく。</p>	<p>・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。</p> <p>⇒WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索  <a href="https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do">https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do</a></p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	主：社会資源
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。</li> <li>・就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。</li> </ul>	<p>・就労支援推進部会で継続審議中。</p>	主：労働

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例 れい	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
77 (H27)	<p>電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。</p> <p>【現状の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。</li> <li>対応する事業所をさがしている。</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動と就労の2つの課題がある。</li> <li>ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用</li> <li>元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターでの活用。</li> <li>ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区）</li> </ul>	<p>【課題】 移動に制約のある方の就労支援。</p> <p>【取組提案】 移動支援の通勤時の利用への拡大</p>
70 (H27)	<p>札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。</p> <p>褥瘡（床ずれ）がある方または必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物もあり、かなりの自己負担になってしまふ。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また瘦せていて一般的のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となつた。（東区）</p>	<p>特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。</p> <p>また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってしまう</li> <li>高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や職業的ケアの必要なケースは受けられる職員 数の限界やトイレの数等の限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってしまふ</li> <li>就労部会への情報提供</li> </ul>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。</li> <li><b>【就労支援推進部会】</b> 平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。</li> </ul>	<p>主：労働 副：移動</p>
<p><b>【課題整理】（カテゴリ変更による）</b></p> <p>他のまちの状況は？</p> <p>→ 息庭、北広島、江別 共に 19600 円（札幌市と同額） 日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない</p> <p>→ まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい 日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？ → 担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 → 相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも） ・まちプロは怖いものじゃないことを市に知つてもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知つてほしい。</p>	<p><b>【平成31年3月20日運営会議】</b> 「制度」の協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	<p>主：制度 (市域) 副：行政の 仕組</p>

No. (年度)	じれい 例 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という かだい 課題がある 〇〇が必要
78 (H27)	<p>じどう ほうかごとう で いき 一 びす しきゅうにっすう 児童の放課後等ティーサービス支給日数について</p> <p>【困りごと】</p> <p>せいかつぜんばん じょうじえんじょ ひつよう じどう あいきゅー みまん しきゅうきじゅん さい 生活全般に常時援助が必要な児童（IQ20未満）への支給基準を再考してもらいたい。さっぽろし しきゅうよけん めいかく 札幌市の支給市件を明確にしてほしい。</p> <p>げんじゅう はんていけつか 現状では、判断結果にかかる支給日数14日から始まりティ ひす など いんしょ にち しきゅうにっすう おも サービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。</p> <p>じゅうど はつたつしょがい も じどう しきゅうにっすう ひつよう じき ひつよう りょう 重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。</p> <p>いちりさいたい にち 一 じゅう 30日 じちたい 一律最大30日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設けて支給している自治体もある。さっぽろし じ てきせつ しきゅうにっすう けつてい 札幌市も児にあった適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。</p> <p>【現状の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>じどう で いき 一 びす じゅうげんがくかんりじょうしょ いらい かくじぎょうしょ けいやくにつ 児童ティーサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにする。</li> <li>いどうしえん りょう がいじつ 移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスバイドにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひつよせい うす りょうしや 必要性が薄い利用者もいる。</li> <li>ちよつきゅううぎょうゆう がつこう れんかい かだい 長期休業中や学校との連携に課題がある</li> <li>じ 儿にあった支給量を決定することは、判断が難しいもの重要なことである。</li> <li>しょん ひつよう じき しゃうちゅう りょういく おこな 支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。</li> <li>せいじん ばあい しゃうろうけいどしえん き 一 びす にち みと 成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区）</li> </ul>	<p>かだい 【課題】</p> <p>じょうがいじ てきせつ しきゅうにっすう けつい 障害児にあった適切な支給日数の決定について</p> <p>【取組提案】</p> <p>じゅうど じょうがいじ せいかつじょうきょう けねん じかん 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>うんえい かいぎ きゅう かだいせいりぶ ろじえくと ちーむ けん 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理】</p> <p>見者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>	<p>【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】 札幌市とその都度話合いをおこなっていいおうしきめいじょを行っていく。個別対応で支給量を決定しているが、放課後等デイサービスの区分が導入され、様々な制度が変ってきた面もある。</p>	<p>主：制度 (地域)</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
80 (H28)	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかわるがわる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、事業支援3時間の支給決定を受けている。月~土までの起床介助と週3回の入浴介助(2名体制)で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらい続けた結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくことが難しくなった。二度とこのような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていきたいと希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。 【相談】	【課題】 かいごほけんたいじょうしゃうのようけん 介護保険対象者の上乗せ要件 さいいじょうしようがいふくしさ一びすりょう 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の けいかくそうざんしょくひがくにゅうかたの 計画相談支援について  【考えられる解決策】 かいごほけんさい一びすりょう 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の けいかくそうざんしょくひがくにゅうかたの 計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、 コードィネート役は必要と判断できるケースであり、 同様なケース(ex:重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など)についての計画相談支援利用について、 取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい
81 (H28)	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟(発達障がい)、1歳半(発達障がい疑い)の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	【課題】 たんきにゅうしょしきゅうけついていきじゅん 短期入所の支給決定基準について  【考えられる解決策】 げんこうさつぼろしきじゅん 現行の札幌市の基準では、原則7日/月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、ア.介護者の長期不在、イ.同居者からの虐待、ウ.利用者の心身の状況が不安定、エ.施設入所待機の4要件しかない。 31日/月の支給決定を受けようとする場合はこれら の厳しい条件があつても良いと思うが、そこまで必要なく、月10日、14日などの支給決定を受けたい場合には別な要件を整備した方が良いと思われる。 障発第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた 原則7日/月という縛りはなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するように示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談以外とも役割分担が必要。</li> <li>札幌市の支給審査基準に関する課題。</li> <li>『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。</li> <li>相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。</li> </ul> <p>⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>・障がい者施設によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</p> <p>・支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。</p>	<p>主：制度（市域） 副：介護保険への移行</p>
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市の支給審査基準に関する課題。（80の見解と同じ）</li> <li>『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。（80の見解と同じ）</li> </ul>		<p>主：制度（市域）</p>

No. (年度)	じれい 例 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という かだい 課題がある 〇〇が必要
84 (H28)	<p>17歳養護学校高等部3年生。誕生日前だが夏休みに生活介護を体験利用したいために申請。通常の流れで区分認定も誕生日に行い、決定時から3年間の支給決定がされる予定だった。</p> <p>在籍養護学校進路指導部の先生から連絡。</p> <p>昨年の卒業生で夏休みの体験時から相談支援事業所で計画を作成してくれたが、学校としては卒後の行先が確定して、卒業前の12月、1月頃に移行会議を行いたくて相談支援事業所に連絡したところ、計画の担当者会議の時期ではないので参加しない、と断られたこと。</p> <p>制度だけで考えると確かに移行会議に参加する必要もなく、参加したところで報酬請求もできない。</p> <p>また、就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練は暫定支給決定期間があるのでこのような問題は起きづらいと思われるが、生活介護だけ暫定支給決定期間がなく3年間の支給決定がされてしまうため、大きなズレが生じてしまう。</p> <p>また、道教委?で決めた新卒者は誕生日に間わらず11月1日から申請というルールも全く意味をなさない。加えて、夏休みに計画作成をして、新規の場合当初3か月モニタリングの計画をたてたとしたら、実際に利用していないにも関わらず3か月間モニタリングをして報酬請求できてしまう。計画の意味もなく、現実的ではないと思われる。在学時には成人サービスの支給決定をしないというルールにも反する。【相談】</p>	<p>【課題】</p> <p>こうとうぶ ねんせい せいかつかいごたいけんりようじ しきゅうけつていまかん 高等部3年生の生活介護体験利用時の支給決定期間について</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市として高等部3年生の在学時の支給決定ルールをもう少し整理した方が良い。</li> <li>・体験利用時の決定は、翌年2月末までなどにし、卒業後の正式利用時の支給決定を分けて決定したらどうか?</li> </ul> <p>【補足情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際には、区と調整して、2月で有効期間を区切ってもらった</li> <li>・11/1の一斉申請ルールも、体験利用があれば意味が無くなっている</li> </ul> <p>【同様のケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも今の札幌市のモニタリング期間に意味が無いのでは~新規3か月は重要</li> <li>・モニタリング期間を柔軟に設定してもらっているケースもある</li> </ul>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>うんえい かいざきゅう かだいせいりふろ じえくと ちーむ 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理】 訓練等給付は暫定支給だが、生活介護は3年間の支給決定。 11/1から申請できるルールも体験利用があると11/1以前の申請となってしまうので見直しを。</p> <p>札幌市の支給審査基準に関する課題。（80の見解と同じ）</p>	<p>いつてい かいぜん きよめ ※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という かだい 課題がある 〇〇が必要
85 (H28)	<p>じゅうどほうちんかいご りょう 重複訪問介護を利用している単身寝たきり (原疾患脳性まひ) の女性。生活保護受給。尿カテーテルも常時留置、褥瘡もあることから訪問看護も定期だけでなく緊急対応が多い。</p> <p>もともとこれまでお一人で一人暮らすが、元々マットレスやオーパーテーブル、車いすなど現状には合っていない状況もあり、新規購入を2年前から進めているが、認知機能の低下、知的能力の低さ、こだわりもあって本人拒否で購入できず。</p> <p>65歳の誕生日を機に介護保険に移行して福祉用具のレンタルで導入しようと考えたが、介護保険単位数の90%以上利用かつ50%以上が訪問介護という札幌市ルールだと、訪問看護の緊急訪問ができなくなってしまい、生命に関わることから、何度も区保健福祉課、保護課とも協議をして結局介護保険に移行せずに障害福祉サービスを使い続けるという事に。</p> <p>福祉用具については北海道心身障害者扶養共済(収入認定されないお金)が貯まっていたことから、ようやく本人も購入することに納得し導入に至る。しかしながら、使えない介護保険のために今後も保険料は払い続けなければならない。将来的に施設入所した時のための介護保険料であれば、在宅を支えるサービスにならない。【相談】</p>	<p>【課題】</p> <p>65歳時の介護保険移行について</p> <p>【考えられる解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市上の乗せ要件の見直しをしてほしい。</li> <li>・たまたま事例の人はお金があつたので福祉用具を購入できたが、保護課でも福祉用具に支給できる物品が限られているため、きちんと体に合った福祉用具を揃えることができない人が大勢いるのではないかと思われる。そのために体調悪化してしまうことも考えられる。</li> </ul> <p>【補足情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市ルールは平成12年の国通知からで古いもの</li> </ul> <p>【同様のケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険に移行できない時に障害で支給することあるが、国の監査で指摘されるともうできなくなるので、危うい。なので、制度を見直す方向で働き掛ける必要はある。</li> <li>・介護保険の第2号で生活保護でも、65才で介護給付に移行していないケースもある</li> </ul>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】80の見解と同じ</b></p> <p>介護保険の上乗せ要件について、札幌市はずっと古い基準。 緊急時の対応も難しいので、介護保険料を払いながら、障害のサービス利用している。</p> <p>特に肢体不自由の場合の上乗せ要件が厳しくなっている。</p> <p>市議会でも市長が改善しようかなと言っている段階。</p> <p>介護保険への移行を進めたいのは、65才を境に市の負担が倍位違う。 国の事務連絡では、個人の状況によると柔らかく書いている。</p> <p>予算のこともあるので、札幌市としては変えられていない。 いわゆる65才問題については、まとめて考えないといけない。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</li> </ul> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
94 (H28)	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p> <p>33歳 女性 療育A 自閉症 計画相談を行い、居宅サービスを利用しての一人暮らし。 不眠による生活リズムが乱れはじめ、居室内でのアセスメント及び指示書の変更が必要。 また、感覚が過敏になりつつある。 厚生労働省では計画相談支援を利用しての強度行動障害の支援に関して、行動援護指示書作成に当たり自宅内でのアセスメントが可能との返答だが、札幌市としてはこの利用に関しては利用は認めていないとのこと。 根拠としては右記にある定義および厚生労働省からのQ&amp;A【相談】</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p> <p>【課題】 計画相談支援を利用しての自宅内での行動援護指示書作成について</p> <p>【考え方される解決策】 行動援護の定義 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な 外出時における移動中の介護 排泄および食事等の介護その他の行動する際に必要 な援助 ※具体的には予防的対応・制御的対応・身体介護的対 応 平成27年3月31日付 平成27年度障害福祉サービス等制 度改正に関するQ &amp; A</p> <p>【同様の事例】 重度訪問介護と居宅介護の併給を、平成18年の国の Q &amp; Aで認めているが、札幌市としては認めていない というケースが複数あり。</p>
95 (H28)	<p>48歳、女性、特発性大腿骨頭壊死症、うつ病。精神障害者保健福祉手帳2級。 難病症状悪化に伴って一人で歩くことや重たいものを持つことが困難になり、自分自身で買い物へ行きたいという思いから移動支援を申請。 しかし身体障害者手帳を所持していないため要件に該当せず。 精神障害者保健福祉手帳を所持していたため精神での申請を行ったがそちらも該当せず、結果申請取り下げすることとなった。 現在は家事援助にて買い物代行をヘルパーに依頼して生活しているが、やはり「自分で買い物に行きたい」という希望は持たれている。 現状では身体障害者手帳要件にあたらず、しかし病状は悪く、両足付け根の痛みが強いため外出はままならないといった状況で生活を送られている。【相談】</p>	<p>【課題】 難病の方の移動支援申請に関して</p> <p>【考え方される解決策】 平成25年4月より障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象になったことから、今後は移動支援事業においても身体、知的、精神のみの対象者要件から、難病を加えての対象拡大を検討していく必要性があると感じた。</p> <p>【同様のケース】 手帳があつても、四肢体幹の記載が無いというケー スある。手帳を取得するにも時間がかかると今が困 る。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】</b> 居宅内での行動援護提供を札幌市が運用上認めていないが、認めても良いのでは？ 札幌市が国のQ &amp; Aのとおりの運用をしていない理由を確認。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>・ 2017/6運営会議で、札幌市担当者より、国の見解と同様の運用をしている旨の説明有り。</p> <p><b>※一定の改善がみられたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：制度 (市域)</p>
<p><b>【参考】</b> 難病は障害福祉サービスの対象なのに、市の地域生活支援事業の対象になつてない。加えて、手帳のない発達障害の方も移動支援の利用ができる。 難病の団体から同様の要望は出ていないのか？難病の方にニーズ調査もした方が良いのではないか。（障がい者プランの審議会には、難病領域からの参加を予定している）</p> <p>難病連等と課題を共に意見を聞く。 市の担当者からヒアリングやミニレクチャーをいただけないか依頼。 ⇒難病連より、同様のケースの課題を整理することができれば、難病連から運営会議で話すことは可能との回答あり。（2017/5運営会議） ・ 2017/6運営会議で札幌市担当者より説明有り。</p>	<p>【参考】 ・ 移動支援事業における対象者拡大及び移動支援ガイドラインの改訂について（通知） 【札障第3号／平成30年4月2日】により、難病者児に対する対象者拡大。</p> <p><b>※一定の改善がみられたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
57 (H26)	PA制度の利用にあたり在宅にて1時間以上、重訪の利用をしなければならない。1ヶ月以上入院が必要な際には一時退院が必要となる。病院も1泊だけでは退院とならないとの事で2泊以上が必要、今回は胃瘻設置の手術で医療的ケアが必要になったため簡単に在宅に戻ってヘルパーを利用して生活とはならない。(相談25)	入院時のPA制度の利用について
59 (H26)	今までサービスに頼らないでハード面の整備を行なつてはいるが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつある。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をしている。(相談27)	重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について
65 (H26)	日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数のサービスを利用する場合、各月日数=8日(実質23日/1ヶ月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・保健福祉課双方の負担になっている。 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分ける必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きよ予定変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない時もある。(東区)	日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 サービス利用計画が提出されれば、その都度の支給量調整を要しないようにできないか。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	主：制度（国域）
【課題整理済】（カテゴリ変更による） ・制度確認の結果、重度訪問介護について、現状では「居宅で」とされています。	<p>※障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、重度訪問介護の訪問先の拡大がされる（区分6のみ）。区分4, 5の方は状況変わらないが、どのくらい対象となる方がいるかは不明。</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	主：制度（国域）
【課題整理済】（カテゴリ変更による） ・制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。PA制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。	主：制度（国域）
【課題整理済】 ・国の協議会的なものに提案をしたい。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。	主：制度（国域）

No. (年度)	じれい 例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という かだい 課題がある ○○が必要
21 (H25)	きょうこう しゅみ きょうみ ぱんどう がんぐ れきしお いたの 共通の趣味・興味（バンド、ガンダム、歴史等）を楽しめる いばしょ さが 居場所を探したいと思っても、情報を見つけられなかったり、 あつても選択できる程サークル数がない。特に仕事が休みの ど にち しづくじつ 土・日・祝日に活動しているサークルがない。（複数事例） はつたつじょう つよ いっぽん ひと きーくる なじ ひと 発達障がいが強くて、一般の人のサークルに馴染みづらい人 のはい そうだん の場合。（相談3）	さんか 参加できるサークルの数自体が少くない。 きーくる じょうほう しゅうやく サークル情報の集約がされていない。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】</b></p> <p>個別的な課題要素が強く、障がい福祉で対応が可能だろうか、自立支援協議会として取り扱う事業としては難しいという意見が出ていた。一方で趣味・特技の情報について、事業所からお伝えするという対応になるのではという形で相談支援部会に課題を戻すことにする。</p> <p>また、地域部会連絡会で、各地域部会へも課題を投げかけ、各地域での趣味・余暇活動の情報について確認をする。</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p><b>【地域部会連絡会】</b></p> <p>情報があればその都度連絡会の場で情報共有している。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主: 個別的</p>
<p><b>※地域部会連絡会(平成29年7月6日)</b></p> <p>余暇活動情報の集約については、区民センターにサークルがあるとの話も出たが、各地域部会へも持ち帰り取り組めそうであれば、できることを実行していく。地域部会連絡会で経過の共有をすることとした。</p> <p><b>※相談支援部会定期会(平成29年6月28日)</b></p> <p>課題が運営会議から相談支援部会へということについて報告。</p>		

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
102 (H30)	一人暮らしをしている知的障害のある方が区役所から様々な通知書が送られて来ても、漢字等にルビが付いていない何について書かれているのか分からなくて、とても困っている。【東区】	ルビが付くと読める知的障害のある方もいるが、ルビがあると反って読みづらくなる発達障害や視覚障害のある方もいるので、多くの方が読める通知の方法を検討する必要がある。 行政からの知的障害のある方への通知書等（特に福祉に関するもの）には全てルビを付けるようにする。タイトルだけでも、ひらがなで表示したり、問い合わせ電話がしやすいよう電話番号を目立つようにしたり、大切なお知らせだとわかる色つき封筒で送付したり、工夫する。
103 (H30)	在宅で、24時間酸素療法を行っている障がい児が、震災に伴う停電で電源が確保できず、かかりつけのクリニックに相談したが、大きな病院への入院手配や紹介はしてもららず、家族が直接電話するよう言われ困った。【東区】	24時間電源が必要な医ケアを在宅で行っている障がい児者が、災害による停電時に、電源確保などの入院が必要になった場合のしきみのあり方を検討する必要がある。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて各区で個別的に対応してくれていることは確認した。</li> <li>・ 一概にルビがあればということではなく、本人にわかりやすい表現というの大切になってくる。</li> <li>・ 例えば、「この書類は重要なのでわからなければ誰かに相談してください」と表記をする等の工夫は出来ないかについては、今後の検討になるが、行政の意識としても「わかりやすさ」を意識するような状況になってきている。</li> <li>・ 「わかりやすい情報提供ガイドライン」を市役所（障がい福祉課）内で回覧し意識を高める。各保健福祉課支援係には、東区地域部会から地域課題ファイードバックのため、運営会議議事録 課題整理シート、情報提供ガイドラインはその参考資料として送付する</li> <li>・ 視覚障がいの方への通知については、各区で個別に対応しているという回答。第三者に伝えていくシステムについてという意見が出ていた（課題No. 101）</li> <li>・ 課題カテゴリとして、新たに「情報保障」というものを作成。この課題はそちらに分類することにする。</li> </ul>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	<p>主：情報保障</p>
<p><b>【課題整理中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営会議にて、自立支援協議会全体で北海道胆振東部地震発生時の状況まとめと今後についての検討を継続していくことを決定。</li> <li>・ 各地域の地震の対応についてまとめていく段階で、同様の課題を抱えていると確認されるのではないかと推察できるため、全部出そろった段階で、東区の課題をどのように扱っていくか整理していく。</li> <li>・ イメージを共有して、協議会全体としてどのようにまとめていくか、どのように公表するか検討を進める。</li> </ul>	<p>・ 第32回全体会で地域部会、専門部会から報告する。</p>	<p>主：災害</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
104 (H30)	自閉症の子供の親が、多動などの障がい特性から避難所に避難できなくて在宅で過ごすしかなく、パニックなどの対応や食糧・水の確保が困った。【東区】	多動など障がい特性のため、一般避難所に避難できない障がい児者の避難所の指定について検討する必要がある。
105 (H30)	精神や知的の障がい児者は、災害発生後数日から数週間後に心身に変調が現れたが、災害時の心のケア専門の相談窓口があることを知らなかった。【東区】	災害時に心のケア専門の相談を受ける窓口の周知を徹底する必要がある。  *生活支援ガイド 1. よくある質問 (Q&A) <a href="http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA">http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA</a>
106 (H30)	児童デイを利用する親が、事業所からの安否確認で訪問を受け、親子ともに安心できたという事例。 精神や知的の障がい児者は、震災発生直後の訪問等の対応で、ショックがかなり抑えられたという事例。 【東区】	福祉サービス提供事業者が軸になった災害発生時安否確認のしくみを検討する必要がある。  例) 事業所連合チームが地区割りで安否確認する。 例) 障害者手帳・受給者証更新時に、近所の事業所の場所・連絡先をお知らせし、何かあれば頼るよう案内する。
107 (H30)	本人や子供の障がいにより、避難所に避難できず住宅で過ごし、水汲みや食糧確保に出かけても長時間並ぶことができず、入手できなくて困った。【東区】	障がい児者本人や家族が、優先的に水や食糧・ガソリンを確保できるような仕組みを検討する必要がある。
2 (H24)	事業所で製作している製品の売り上げ向上、販路拡大等に関する困りごと。(東区2)	東区地域部会の取り組みとして、販売促進手段の検討や成功事例の勉強会を行う。
10 (H24)	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載ません(東区10)	個別ケースとして、行動援護を利用できることがわかり一旦終結。
12 (H24)	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載しません(東区12)	支援者の知識向上のため、生活保護制度についての研修を行う。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理中】 No. 103の見解と同様		主：災害
【課題整理中】 No. 103の見解と同様		主：災害
【課題整理中】 No. 103の見解と同様		主：災害
【課題整理中】 No. 103の見解と同様	【部会内にて解決済み】	主：災害
	【部会内にて解決済み】	
	【部会内にて解決済み】	